

平成29年1月羽島市教育委員会定例会会議録

○日 時 平成29年1月26日（木曜日）午後1時56分から午後3時5分まで

○場 所 羽島市教育センター4階 教育委員会室

○議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報第1号 平成28年度準要保護生徒の追加認定の報告について
- 日程第3 報第2号 羽島市教育委員会の後援等承認の報告について
- 日程第4 承第1号 臨時代理の報告並びにその承認について（臨時代理第9号 羽島市教育委員会事務局等職員の人事異動について）
- 日程第5 議第1号 義務教育学校移行に伴う教育委員会所管の関係規則の整備に関する規則について
- 日程第6 議第2号 義務教育学校移行に伴う教育委員会所管の関係規程の整備に関する規程について
- 日程第7 議第3号 義務教育学校移行に伴う教育委員会所管の関係告示の整備に関する告示について
- 日程第8 議第4号 羽島市教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について
- 日程第9 その他
- 1 各課の事業進捗状況

○出席者 教育長 伏屋 敬介
教育委員 今井田 眞千子
教育委員 黒田 淳
教育委員 今枝 甫
教育委員 向井 ゆかり

○説明のために出席した者

事務局長 黒田 昭夫
教育総務課長 不破 勝秀
学校教育課長 増田 恭司
生涯学習課長 豊島 博
スポーツ推進課長 箕浦 勝博
北部学校給食センター所長 竹内 弘明
兼南部学校給食センター所長

【午後13時56分 開会】

△開会

◎教育長 皆様、こんにちは。ただ今ここ数年羽島市の文化センターで開催されております岐阜県幼児放送教育研究協議会に出席してまいりましたが、この協議会も、今回をもちまして解散するとのお話がございました。教室のテレビを見て学習した子どものころを思い出すわけですが、時代の変化を改めて痛感したところでございます。

本日は、この後午後3時30分から市役所第1会議室で、教育実践記録及び教材・教具の表彰式が予定されておりますので、午後3時ごろを目処に会議を進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

◎教育長 それでは、議事に入ります。本日の出席者は5名で、定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程表のとおりです。

△日程第1 会議録署名委員の指名

◎教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は向井委員さんをお願いいたします。

△日程第2 報第1号 平成28年度準要保護生徒の追加認定の報告について

◎教育長 次に、日程第2 報第1号 平成28年度準要保護生徒の追加認定の報告についてを議題といたします。この案件につきましては、個人情報でありますことから、秘密会で行いたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

◎教育長 それでは、秘密会といたします。

(関係者以外退席)

◎教育長 事務局から説明を願います。

(内容等を説明報告する。)

◎教育長 ここで秘密会を解きます。

(関係者等入場)

△日程第3 報第2号 羽島市教育委員会の後援等承認の報告について

◎教育長 次に、日程第3 報第2号 羽島市教育委員会の後援等承認の報告についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

◎**学校教育課長** 以下の後援等事業の申請者、目的、事業開催内容等を説明報告する。
(平成 29 年度フレンドシップ事業)

◎**生涯学習課長** 以下の後援等事業の申請者、目的、事業開催内容等を説明報告する。
(平成 29 年度家庭倫理講演会)
(保護者のための特別支援教育講演会)
(スコーレ家庭教育講座)
(池坊いけばな展)

◎**スポーツ推進課長** 以下の後援等事業の申請者、目的、事業開催内容等を説明報告する。
(第 11 回羽島市近隣地区親善グラウンド・ゴルフ交流大会)

△日程第 4 承第 1 号 臨時代理の報告並びにその承認について (臨時代理第 9 号 羽島市教育委員会事務局等職員の人事異動について)

◎**教育長** 次に、日程第 4 承第 1 号 臨時代理の報告並びにその承認について (臨時代理第 9 号 羽島市教育委員会事務局等職員の人事異動について) を議題といたします。事務局より説明願います。

◎**教育総務課長** このことについて、羽島市教育長に対する事務委任規則第 4 条の規定により、次のとおり臨時に代理しましたので、同条第 5 条の規定により報告し、その承認を求めるとでございます。臨時に代理したのは、羽島市教育委員会事務局等の職員の人事異動についてでございます。平成 29 年 1 月 1 日づけで、スポーツ推進課施設係長に里村英人を、そしてスポーツ推進課主幹 (兼) 課長補佐 (兼) 施設係長の服部 雅彦は、スポーツ推進課主幹 (兼) 課長補佐という内示がでましたので、教育長が臨時に代理し、本日報告させていただきます、その承認を求めるとでございます。以上でございます。

◎**教育長** ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、承第 1 号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、承第 1 号は原案のとおり承認することといたします。

△日程第 5 議第 1 号 義務教育学校移行に伴う教育委員会所管の関係規則の整備に関する規則について

△日程第 6 議第 2 号 義務教育学校移行に伴う教育委員会所管の関係規程の整備に関する

規程について

△日程第7 議第3号 義務教育学校移行に伴う教育委員会所管の関係告示の整備に関する告示について

△日程第8 議第4号 羽島市教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

◎教育長 次に、議案書32ページの日程第5 議第1号から、議案書66ページの日程第6 議第2号と、議案書69ページの日程第7 議第3号と、議案書82ページ、日程第8 議第4号までは、義務教育学校移行に伴う教育委員会所管の関係例規の整備に関する議案でございます。この4件につきましては、関連しますので、一括議題とさせていただきます。事務局から説明をお願いします。

◎教育総務課長 まず、最初に、議案の差し替えをお願いいたします。お手元のほうに、「議第3号 義務教育学校移行に伴う教育委員会所管の関係告示の整備に関する告示について」の議案書69ページから81ページの差し替え用の議案を配布させていただきました。訂正した部分は、議案書70ページの第1条の「羽島市社会人権教育推進協議会要綱の一部改正」と議案書74ページの第5条の「羽島市トップアスリート強化指定事業実施要綱の一部改正」で、それに伴い新旧対照表も訂正してあります。議案の訂正について、お詫び申し上げるとともに、差し替えをお願いいたします。

それでは、議案書32ページをお願いいたします。

議第1号 義務教育学校移行に伴う教育委員会所管の関係規則の整備に関する規則について、議案書66ページ、議第2号 義務教育学校移行に伴う教育委員会所管の関係規程の整備に関する規程について。そして、本日お配りした訂正の議案書69ページ、議第3号 義務教育学校移行に伴う教育委員会所管の関係告示の整備に関する告示について。また、元の議案にお戻りいただき、当初議案の82ページの議第4号 羽島市教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令についての4件を、一括で説明させていただきます。

この関係につきましては、羽島市立桑原小学校及び羽島市立桑原中学校に代えて、羽島市立桑原学園を設置することに伴い、教育委員会所管の関係、議第1号は「規則」、議第2号は「規程」、議第3号は「告示」つまり要綱のことでございます。そして、議第4号は「訓令」の関係例規の一部を改正するものでございます。

まず、議第1号について、ご説明を申し上げます。

それでは、分かり易いと思いますので、議案書55ページの新旧対照表をご覧ください。第1条「羽島市立学校の施設及び設備の利用に関する規則の一部改正」では、標題の変更で、「小学校及び中学校」を「市立学校」に変更するものでございます。今回の改正で、小学校、中学校の他に義務教育学校が新たに設立されましたので、これらを総称して「市立学校」と変更するものです。続いて、その下、第1条の標題について、「(規則の目的)」から「(目的)」と変更し、条文は標題と同じ、「小学校及び中学校」を「市立学校」に変更し、その下の下線では、「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」と義務教育学校を追加しております。この第1条のように、ほとんどが文言の変更で、規則自体の内容が変更されているわけではございません。

引き続き、第2条「羽島市立学校管理規則の一部改正」から、議案書65ページの第1

5条「羽島市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則の一部改正」についても、同様に、基本的に第1条「羽島市立学校の施設及び設備の利用に関する規則の一部改正」の第1条と同様の変更でございますので、よろしくお願いたします。

続いて、議案書66ページ、議第2号 義務教育学校移行に伴う教育委員会所管の関係規程の整備に関する規程についてでございます。

こちら、議案書68ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条の「羽島市立学校体育施設開放運営委員会規程の一部改正」、第2条の「羽島市学校体育市悦開放管理員規程の一部改正」も、先ほどの規則の改正と一緒に、文言の変更でございます。

続いて、修正版の議案書69ページ、議第3号 義務教育学校移行に伴う教育委員会所管の関係告示の整備に関する告示についてでございます。

こちら、議案書78ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条「羽島市社会人権教育推進協議会要綱の一部改正」でございますが、旧の右側、第2条（活動）に、「協議会は、前条の目的を達成するために、社会人権教育推進の推進方策について、研究協議する。」とありますが、この「前条の目的」の部分、つまりは、協議会の設立目的が明記されていなかったことから、今回、設立目的をはっきりさせるため、改正案の第2条のように変更しました。この関係は、義務教育学校移行とは関係ありませんが、要綱を精査した結果、より適切な内容へ変更するための、改正でございます。

その下、第3条については、「社会人権教育推進協議会委員の選任」についてで、(5)に「市内小中学校長の代表」とありますが、「羽島市小中学校長会の代表」としました。

羽島市小中学校長会の名称については、当初「羽島市立学校長会」としようとしたのですが、県や国の関係もあり、名称が変更できませんでしたので、このまま使用することにしました。

次に、第2条「羽島市学校結核対策委員会要綱の一部改正」も同じ変更でございます。

次に、第3条「羽島市立学校指定学校変更に伴う要件及び手続に関する要綱の一部改正」に関しては、その他に内容の変更も含んでおります。

この要綱では、市立学校の指定学校を変更できる要件が定められており、変更の要件は第3条に記載されております。議案書79ページにお移りいただき、右側旧の条文では、「第3条 教育委員会は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合において、当該保護者が希望する羽島市立小学校又は中学校の施設、設備に応じて収容できる児童又は生徒の数の範囲内で、指定学校を変更することができる。」とあり、第1号から第4号は略としていますが、第1号は、家庭の事情に関するもの、第2号は、身体的な事情に関するもの、第3号は、地理的な事情に関するもの、第4号は、教育的な配慮を必要とするもの、第5号は、その他教育委員会が適当であると認めるものとありましたが、新たに第5号に「義務教育学校へ転入学を希望するもの」の項目を追加しております。

次に、第4条「羽島市教育委員会表彰実施要綱の一部改正」については、文言の変更で、議案書80ページ、81ページに変更部分がございます。

次に、第5条「羽島市トップアスリート強化指定事業実施要綱の一部改正」でございます。第4条にトップアスリートとして、指定する条件が記載されていますが、その1つに、

「羽島市内の小学校もしくは中学校を卒業した者」とあります。義務教育学校では、後期課程は卒業となりますが、前期課程では卒業ではなく修了になりますので、そこを踏まえた改正で、「羽島市立学校を卒業した者（義務教育学校の前期課程を修了した者を含む）」という表現としております。その下については、小中学校に義務教育学校を追加しております。

続きまして、元の議案書82ページをお願いします。

議第4号 羽島市教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令についてでございます。こちら、議案書84ページの新旧対照表をご覧ください。

この規程の改正についても文言の変更でございますが、この規程において、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、そして義務教育学校をいうかたちに追加しております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます

◎**教育長** ご意見等ございますか。

◎**向井委員** 義務教育学校の前期課程は6年ということで、卒業ではなく修了になりますが、学校からでる証明書として卒業証書ではなく、修了証書になるのですか。

◎**学校教育課長** そのあたりは学校と協議している最中ですが、現在学校では、1年1年通信簿にその学年を修了したことを証するというかたちで、証明をだしています。ただ、区切りとして式を行うかどうかは、今現在学校と相談している最中でございます。

◎**黒田委員** 小6の卒業式は、義務教育学校では、修了式になるのですか。

◎**教育長** やるとしたらそうなります。

◎**学校教育課長** 入学式や卒業式は、学校の中でも大きなウェイトを占め、子どもたちとても大きな区切りになるので、そういったものは行っていく方向ではあると思います。

◎**向井委員** 例えばですが、小中一貫なので、小学校の卒業とは違うので、中学校を受験する保護者から影響を心配する意見がでそうですが。

◎**教育総務課課長補佐** 文部科学省が発行している解説書では、小学校卒業と義務教育学校の前期課程修了とでは、取り扱いが異なるものではないと記されておりますので、制度的に影響はないと思われます。

◎**学校教育課長** 2月に第2回の保護者説明会の開催を予定しており、中学生については、受験も控えておりますので、学校から保護者へ説明する予定ではあります。

◎**教育長** その他、ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、議第1号から議第4号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、議第1号から議第4号については原案のとおり可決することといたします。

△日程第9 その他 各課の事業進捗状況について

◎**教育長** 次に、日程第9 各課の事業進捗状況についてを議題といたします。事務局より順次説明を願います。

◎**教育総務課長** 教育総務課の事業進捗状況を報告させていただきます。まず、新年度、平成29年度予算についてですが、その査定が1月17日の市長査定を最後に終了したところです。予算案の内示は、2月に入ってからになり、教育委員会関係の予算案について2月定例教育委員会にてご審議いただく予定をしておりますので、よろしくお願いたします。

次に、羽島市北部学校給食センター給食調理・配送等業務委託にかかるプロポーザル審査について、ご報告をさせていただきます。参加表明書等提案書が5者から提出がございました。提案いただいた内容等を審査する第一次審査を12月2日(金)に開催し、得点の高い3者に絞り込みをいたしました。提案書類とともに各事業者からのプレゼンテーションとヒアリングを行う第二次審査を12月21日(水)に開催し、受託最優先交渉権者を(株)メフォスと決定いたしました。(株)メフォスの提案は、本市の農産物や食文化を理解した内容であるとともに、市内に事務所を設けるなど、本市に根ざした運営をめざすものであります。また、学校給食に携わる姿勢や衛生管理に対する意識などが高く評価でき、学校給食調理・配送等業務が適切に実施することができると判断し、優先交渉権者として選定したものでございます。そして、去る1月24日(火)に(株)メフォスと委託契約を締結しておりますので、よろしくお願いたします。教育総務課からは、以上でございます。

◎**学校教育課長** 学校教育課から報告させていただきます。いじめにつきましては、2件報告がありました。小学校のケースでは、本人及び加害者として、一定の解決を図ったとの報告を受けております。中学校のケースでは、加害者が特定できていないため、学級指導等を行い、見守りを継続している状況です。

次に、不登校につきましては、7日以上欠席の児童生徒は、平成27年度と比べると小学校は微増、中学校については減少傾向でございます。また11月から12月の変化は、減少しており改善傾向でございます。また、30日以上欠席の児童生徒数については、小

学校は増加傾向、中学校は減少傾向でございます。増加原因については、追跡調査をしながら調査を進めているところでございます。

次に、児童生徒の交通事故等について、年度当初の状況から比べるとかなり減少しております。引き続き大きな事故がないよう各学校で取り組んでいただいております。

次に、学校保健について、2月2日に学校保健研究大会が文化センターで行われます。各委員さん方にも出席をお願いいたします。

次に、各学校の卒業式の列席でございますが、小学校は3月23日、中学校は3月7日でございます。列席案を別紙のとおり作成しましたので、都合が悪い場合は事務局までお知らせ願います。

次に、羽島市教育振興基本計画の進捗状況について、1月18日に2回目の策定委員会が開催されました。その会議の要旨をお手元に配布させていただきました。この会議でされた意見をもとに、今現在計画を修正しております。今後につきましては、2月9日に開催予定の総合教育会議において、この教育振興基本計画が議題となりますので、教育委員さんの視点にたって、一度全体を見ていただき、ご意見をいただきたいと思っております。最終的に、次回の定例教育委員会において、最終版の議決をいただきたいと考えております。以上でございます。

◎**教育長** 2月9日16時から今年度2回目の総合教育会議を開催し、市長と教育委員さんとの間で、教育振興基本計画についての意見を交わしていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎**向井委員** 学校保健研究大会についてですが、もし保護者にきていただくのが目的なら、終了時間が16時30分ですと、小学校の保護者だと、子どもたちが家に帰る時間になりますので、配慮願いたいということと、開催案内が届くのが遅く、働いている保護者ですと、仕事の都合がつかないというご意見もございましたので、時間については、いろいろ調整もあるので、難しいかもしれませんが、案内については、もう少し早く学校等に連絡して欲しいです。

◎**学校教育課長** はい、事務局と調整します。日にちについては、年間行事で決まっておりますので、できるだけ多くの方に参加を呼び掛けるためにも、早めにお知らせをしたいと思います。

◎**生涯学習課長** 生涯学習課から報告させていただきます。最初に、1月8日成人式に出席していただきありがとうございました。対象者796名のうち、75.9%の604人の新成人の方が参加しました。成人の代表60名の方たちが、自分たちで会を運営したことに意義があると考えております。大変すばらしい式でしたので、来年度も同じような式になるよう心から願っております。

次に、お手元に羽島市人権に関する市民意識調査報告書をお配りさせていただきました。簡単に説明しますと、9月23日から10月11日まで、1,800人の無作為抽出を行い、

そのうち47.7%の有効回答をいただきました。人権について、13ページにありますように、女性、子ども、高齢者、障がい者の人権問題の関心が高いとともに、インターネットや個人情報保護に関する人権問題に対する関心が高いことが、羽島市の特徴でございます。また25ページに、人権侵害を受けた場合の対応として、26.4%の人が県や市役所など公的機関に相談するとありますので、市役所のほうも頑張らないといけません。最後に119ページに、学校教育における人権教育の満足度ですが、満足、やや満足が35.9%で、不満、やや不満が39.2%となっております。これは学校教育や社会教育についても、だいたいこのような割合になっておりますので、この満足度を上げていく必要があります。そういったことを目指して人権施策の指針を策定していきたいと思っております。

今後につきましては、1月27日に行われる羽島市社会人権教育推進協議会に調査報告を提示し、そのご意見を基に、7月をめどに素案を作成し、パブリックコメントを経て、来年度3月には指針を策定していきたいと考えております。

最後に、文化関係について、2月5日に芸術祭、2月25日に石河氏について歴史講演会が行われますので、お時間がございましたら参加願います。以上です。

◎**スポーツ推進課長** スポーツ推進課関連の事業進捗状況をご報告いたします。来月行われる若獅子駅伝について、今年度の参加チーム数は、一般男女の部27チーム、中学校男女の部41チームの参加です。昨年に比べ4チーム減少しております。今年度は、大会記録の集計時間を利用して、中学生を対象に全日本実業団女子駅伝を過去3連覇したデンソーチームによりますトークイベントショーを新たに開催する予定でございます。以上です。

◎**北部学校給食センター所長** 新北部学校給食センターの建設工事について報告させていただきます。現在は、建物内部は完成し、1月24日から厨房機器の設置を進めております。2月28日までの工期にむけて順調に進んでいる状況でございます。

◎**事務局長** 私からは、新年度予算の大きなものをご報告させていただきます。まずはトイレの洋式化を大規模校のみ実施するため、実施設計業務の予算を計上しております。全体で50%以上の洋式化を目指します。

次に、学校教育では、夢の教室として、中学校2年生を対象に、第一線で活躍したスポーツ選手を夢先生として招いて、お話を聞くという事業でございます。今日の新聞に、中日の又吉選手が沖縄で行っておりますが、これと同じ事業で、来年度早々に申込みをする予定でございます。その他、重要事業はございますが、希望に叶うかたちで市長査定は終えております。

最後に県知事選挙ですが、例年投票率が低いので、友人知人にお声をかけていただき、投票をお願いします。以上です。

◎**教育長** 最近、市内の小中学校でインフルエンザが流行しておりまして、昨日まで、堀津小学校、中央小学校、羽島中学校、中島中学校で学年閉鎖や学級閉鎖が実施され、本日は、

正木小学校で学級閉鎖が実施されております。また、明日は、羽島中学校の1年1組が学級閉鎖をする予定でございます。

教育委員さん方には、明日も特別支援教育助成会役員会にご出席いただかなければならないわけですが、年度末、年度始めはご出席いただく会議等が多く、大変ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

【質問なし】

△閉会

◎**教育長** 以上をもちまして、平成29年1月定例教育委員会を閉会いたします。次回の定例会は、平成29年2月23日（木）午後1時30分から教育センター4階教育委員会室で行いますので、よろしくお願いいたします。長時間に渡り、ありがとうございました。

【午後3時05分 閉会】

会議の概要を記載して、相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 伏屋 敬介

委員 向井 ゆかり